省令

○文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）第十一条第二項の規定に基づき、人材認定等事業に係る登録に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

文部科学大臣　平野　博文
農林水産大臣　郡司　彰
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　細野　豪志

人材認定等事業に係る登録に関する省令の一部を改正する省令

人材認定等事業に係る登録に関する省令（平成十六年文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）」を削る。

附　則

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

○文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十七号）の一部の施行に伴い、並びに環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、人材認定等事業に係る登録に関する省令の全部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

文部科学大臣　平野　博文
農林水産大臣　郡司　彰
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　細野　豪志

人材認定等事業に係る登録に関する省令の全部を改正する省令

人材認定等事業に係る登録に関する省令（平成十六年文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の全部を次のように改正する。

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則

（支援団体の指定の基準）

第一条　環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下「法」という。）第十条の二第一項第一号の主務省令で定める基準のうち経理的基礎に係るものは、次に掲げるものとする。

一　債務超過の状態にないこと。

二　支援事業を適確かつ円滑に実施するのに必要な資力を有していること。

2　法第十条の二第一項第一号の主務省令で定める基準のうち技術的能力に係るものは、次に掲げるものとする。

一　指定の申請をする団体の構成員に、支援事業のうち当該団体の申請に係る事業に三年以上従事した経験を有する者が一人以上含まれていること。

二　指定の申請をする団体が行う支援事業を、支援事業のうち当該団体の申請に係る事業に三年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者が行い、又はこれらの者の指導の下に適切に行うものであること。

三　指定の申請をする団体が行う支援事業の実施に関する業務の執行及び会計の経理を適正に行うための体制が整備されていること。

3　法第十条の二第一項第二号の主務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　指定の申請をする団体が行う支援事業において、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

二　指定の申請をする団体が行う支援事業の実施体制に関する事項を公表することとしていること。

三　法第十条の二第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過していないものでないこと。

（支援団体の指定の申請）

第二条　法第十条の二第一項の指定の申請をしようとする団体は、次に掲げる事項を記載した様式第一による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　当該団体の名称及び住所並びに代表者の氏名

二　当該団体が行う支援事業の名称

三　当該団体が行う支援事業の内容

四　当該団体が行う支援事業の対象となる者の範囲

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二　申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における当該団体が行う支援事業の計画書及び収支予算書

三　支援事業のうち当該団体の申請に係る事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類

四　当該団体の財務諸表

五　当該団体が行う支援事業の実施体制に関する公表方法について記載した書類

六　その他参考となるべき事項を記載した書類

（変更等の届出）

第三条　支援団体は、前条第一項各号に掲げる事項に変更があったとき又は支援事業を廃止したときは、遅滞なく、それぞれ様式第二又は様式第三によりその旨を主務大臣に届け出なければならない。

（人材認定等事業）

第四条　法第十一条第一項の主務省令で定める人材認定等事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。

二　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

2　前項に定めるもののほか、人材認定等事業は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に該当するものとする。

一　人材認定等事業のうち育成に係る事業（以下「育成事業」という。）　次に掲げる要件を満たすものであること。

イ　講習又は研修（以下「講習等」という。）を行うものであること。